令和５年度　認定職業訓練事業

高所作業車運転の技能講習科

労働安全衛生法では、作業床の高さが１０メートル以上の高所作業車の運転（道路上を走行させる運転を除く）業務は、高所作業車運転技能講習修了者でなければ就業できないことになっています。

当協会の研修では、安全な作業のため必須である「知識（学科）」と「実務（実技）」を習得していただきます。

日程

【２日間コース】

第１日目	学科	令和５年６月23日(金)	8:30～19:00
第２日目	実技	令和５年６月24日(土)	8:00～16:00

会場

日本クレーン協会　愛媛支部
新居浜市阿島一丁目５番６６号

受講料

４１，２５０円　（協会社員企業の方）
５２，２５０円　（協会社員企業以外の方）
（税込み、テキスト代込み）

定員

５名

受講条件

大型特殊、大型、中型、普通自動車等の自動車免許を有する方。第二種運転免許を有する方。
フォークリフト、ショベルローダ等の技能講習、車両系の建設機械運転技能講習等を修了した方。

申込方法

添付の「仮受講申込書」に、必要な事項をご記入の上、協会事務局までお申し込みください。申込受付後、受付完了の連絡を電話などでお知らせいたします。講習前１週間前後に「受講確認連絡票」を送付いたします。

応募締切

令和５年６月２日(金曜日)　必着

主催

愛媛県東予地域における、ものづくり人材育成教育の総合支援機関
一般社団法人　新居浜ものづくり人材育成協会
〒792-0896　新居浜市阿島一丁目5番50号
TEL: 0897-47-5601　FAX:0897-47-5602
E-Mail:　info@niihamagenki.jp　URL:　http://niihamagenki.jp